



# あいち

- 平成26年度 第5・6回理事会
- 平成26年業務種類別集計表
- 公証人と行政書士による遺言に関するセミナー＆相談会

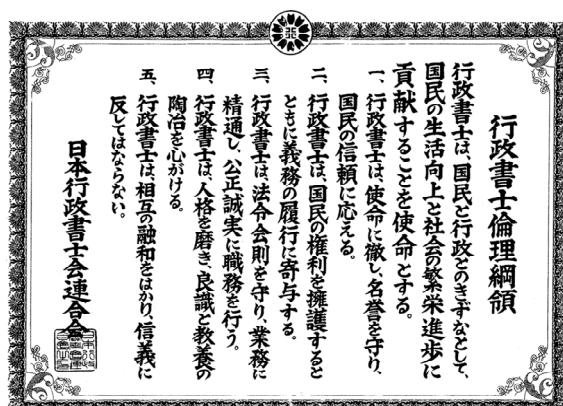


豊明市PRキャラクター  
のぶながくん  
よしもとくん



# 目 次

風俗営業における名義貸しについて	常務理事 仙石 秀久	1
平成26年度 第5回理事会		2
平成26年度 第6回理事会		2
平成26年業務種類別集計表		3
公証人と行政書士による遺言に関するセミナー&相談会		4
民法の基本理論⑫	名城大学 柳 勝司	6
事件報道を読み解く	名城大学 榎本 雅記	9
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	12
お知らせコーナー 業務相談会のお知らせ		14
業務相談会申込書		15
支部だより		16
事務局だより		27
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		30
コスモスあいちコーナー		34
あとがき		35



# 風俗営業における名義貸しについて

常務理事 仙石 秀久

名義貸しとは、辞書によれば他人の取引に際し自分の名前や商号を貸して契約させる場合や、我々のような資格のある者が、資格の無い人達に申請や登録等の際に名を貸す事とあります。最近では振込み詐欺事件にみられる通帳の名義貸しが多発しております。我々の業務の中で風俗営業許可申請において発生する名義貸しは、検挙こそ余りされておりませんが、名義貸しを疑われる案件は他の業務の許認可よりは多くあるだろうと、私は思っております。

風俗営業許可では真の営業者が何等かの都合で表に出たくない人、例えば過去5年以内に何等かの犯歴のある人、暴力団関係者、風営法の人的要件をクリア出来ない人、税を逃れたい人達等が他人をして許可を取らせる事案です。

風営法の第11条には許可を取得した者が自己の名義をもって、他人に風俗営業を営ませてはならないとあり、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科するとなっています。

では、行政書士は申請にあたりどのような事に気を付けて真の申請者かどうかを見分けるのか、私の経験から申し上げたいと思います。まず法人の申請の場合は疑う余地は少ないと想いますので、個人申請の場合だと、申請者に種々の質問を矢継ぎ早にぶつけて、即答出来るかどうかの反応を見る。

例えば

A. 業務内容を詳しく聞きとてみる。

1. どんな内容の営業がしたいのか？
2. 店名は？営業時間は？従業員は何名使用か？
3. セット料金等のシステムを聞いてみる。
4. 店内の設備の変更予定は？カラオケの有無？
5. 売上管理、人的管理、経費管理は誰がやる？

B. 店舗の契約者は誰？保証人は誰？申請者との関係は？

保証金はいくらか？家賃はいくらか？それぞれの費用は誰が支払ったのか？

C. 申請者の職歴を5年～6年間聞いてみる。

以上の質問に対し、質問に対する答えが明快になされれば良しとするが、返答に疑念を持つようなら

ば他に真の申請者がいると疑われる。家賃、保証金が高額なのに申請者が若く、職歴が無いと金額の出処に不審感が残るし、又、風俗の経験のない人が突然店を経営する事に対する不信感が持たれる。

名義貸しが発生するケースというのは、先ほど述べた人的要件以外に以下のようない場合である事も多い。

1. 外国人が許可を取る場合に、真の申請者が許可の取れないビザである時に、ビザのある人に申請を依頼する場合。
2. 日本人、外国人を問わず、税務申告をしないまま当分の間、他人の名前で許可を取る場合。
3. 金も出す、口も出す、そして売上金は自分の中にしたい為に自分の思うようになる人を申請者にする。その場合は高齢者や職歴も無い人が狙われ、ホームレスの時もあります。
4. 真の申請者で、仕事で他の業種の許認可を得ており、風営法違反により許認可を取り消される事を恐れ、他人の名前で申請をする場合。

以上のようなケースもあるので、如何にして真の申請者かどうかを見抜かなければならない。常に疑いを持って、必ず依頼者と面談し、名義貸しの有無を感じ取らなければなりません。

又、風俗営業の許可申請に関しては、自分を守る為の書類を別途作成しておく必要があるのではないかでしょうか。皆様ご存じのように行政書士法施行規則第8条には正当な事由がある場合においては、その事由を説明し、依頼を拒む事が出来るとあります。時には断る勇気も必要かと思います。

法人経営部と愛知県警生活安全部とは補助者の申請時の取扱いの注意についてと、カジノ営業の申請の自粛について前法人経営部長の時より申し合わせをいたしております。本年度は風営法の改正、条例の改正、解釈運用基準の見直し等があり、当会も愛知県警と連絡を密にし、皆様に情報を少しでも早く提供してまいりたいと思っております。今後とも皆様のご協力を是非お願いいたします。

## 平成26年度 第5回理事会

日 時 平成27年1月13日(火)  
午後1時30分～3時  
場 所 愛知県行政書士会館3階会議室  
出席者 正副会長 6人  
常務理事 9人  
理 事 43人  
計 58人  
会長出席要請役員 5人

## 平成26年度 第6回理事会

日 時 平成27年3月24日(火)  
午後2時～4時30分  
場 所 愛知県行政書士会館3階会議室  
出席者 正副会長 5人  
常務理事 9人  
理 事 44人  
計 58人  
会長出席要請役員 4人



### 議題

#### (1) 審議事項

- 第一号議案 愛知県行政書士会苦情対応委員会規則新設(案)について  
第二号議案 愛知県行政書士会経理規則一部改正(案)について

### 議 題

- 1 審議事項  
第一号議案 予備費の充用について
- 2 協議事項
  - ① 愛知県行政書士会苦情対応委員会規則の新設(案)について
  - ② 愛知県行政書士会経理規則の一部改正(案)について
- 3 報告事項
  - ① 日本行政書士会連合会臨時総会について
  - ② 事業報告について
- 4 その他
  - ① 新年賀詞交歓会の協力について
  - ② その他

第三号議案 愛知県行政書士会会議運営規則一部改正(案)について

第四号議案 総会運営委員会委員の選任について

第五号議案 愛知県行政書士会政治連盟との負担金契約書(案)について

第六号議案 科目間の流用について

#### (2) 協議事項

- ① 愛知県行政書士会入国管理局届出済行政書士管理委員会規則一部改正(案)について
- ② 定時総会提出議案 第1号議案「平成26年度事業経過報告」について  
定時総会提出議案 第3号議案「平成27年度事業計画(案)承認の件」について  
定時総会提出議案 第4号議案「平成27年度会計予算(案)承認の件」について

#### (3) 報告事項

- ① 平成27年度公益財団法人名古屋国際センター行政相談員について
- ② 事業報告について

#### (4) その他

- ① 役員推薦委員会委員について
- ② 愛知県行政書士会会长表彰候補者及び慶祝者について
- ③ 平成27年度の経営事項審査補助業務要員内定者について
- ④ 平成27年度の建設業許可申請等受付補助業務要員内定者について
- ⑤ 今後の予定について
- ⑥ その他

## 平成26年業務種類別集計表

平成27年3月20日現在

番号	業務種類	取扱人数	取扱件数	合計金額	1件当たりの平均報酬額
1	建設業許可新規申請(法人)	284	723	93,513,927	129,342
2	建設業許可新規申請(個人)	98	161	19,386,019	120,410
3	建設業許可更新申請(法人)	417	1192	81,686,421	68,529
4	建設業許可更新申請(個人)	134	248	13,929,913	56,169
5	建設業許可変更届	369	1741	43,286,415	24,863
6	建設業許可事業年度終了届	882	10218	505,962,074	49,517
7	経営規模等評価申請届	395	2164	136,634,655	63,140
8	経営状況分析申請	392	2035	70,171,317	34,482
9	入札参加資格審査申請	212	3023	98,691,076	32,647
10	産業廃棄物関係(収集運搬)	251	1343	107,474,825	80,026
11	同上(中間処理・最終処理)	30	89	18,862,785	211,941
12	自動車登録関係	150	305403	207,875,396	681
13	自動車保管場所証明・届出	246	45134	252,545,096	5,596
14	自動車運送事業関係	87	580	32,943,406	56,799
15	特殊車両通行許可	28	1107	33,086,250	29,888
16	入国・在留資格関係	133	6439	191,250,815	29,702
17	帰化許可関係	45	146	22,940,039	157,124
18	遺言関係	200	575	53,179,809	92,487
19	遺産分割協議書関係	376	1524	120,486,255	79,059
20	農地法第3条許可	315	991	62,449,315	63,017
21	農地法第4・5条許可	480	2608	358,802,825	137,578
22	農地法第4・5条届出	586	3797	165,637,639	43,623
23	農用地除外関係	221	641	92,062,916	143,624
24	建築許可関係	309	1745	297,154,988	170,289
25	開発許可関係(自己用)	150	491	147,834,783	301,089
26	同上(自己用以外)	77	350	190,974,067	545,640
27	払下げ関係	47	89	11,510,123	129,327
28	道路・水路許可関係	246	1808	134,275,199	74,267
29	食品衛生業	31	193	6,597,216	34,183
30	風俗営業	89	657	79,538,443	121,063
31	その他各種営業許可	167	913	54,960,980	60,198
32	法人関係(議事録・定款等)	419	3622	159,145,949	43,939
33	契約関係	355	1815	76,349,277	42,066
34	告訴・請願関係	11	17	678,500	39,912
35	内容証明関係	129	495	10,872,474	21,965
36	記帳代行関係	130	3061	165,641,803	54,114
37	他士業登録関係	25	48	7,378,687	153,723
38	自賠責関係	20	235	25,856,642	110,028
39	社労業務(経過措置による)	54	2033	62,273,238	30,631
40	その他の他	475	8134	302,168,551	37,149
合計		9065	417588	4,516,070,108	10,815

## 公証人と行政書士による 遺言に関するセミナー&相談会

日 時 平成27年3月7日(土)  
午前10時～午後4時  
場 所 栄ガスビル5階 栄ガスホール  
(名古屋市中区栄3丁目15番地33)

第1部

午前10時～11時30分行政書士によるセミナー  
～あなたの老後を輝かしく～  
エンディングノートのすすめ  
セミナー講師 増田 ちづ子会員（一宮支部長・  
コスマス成年後見サポートセンター愛知県 支  
部支部長）  
午前11時30分～午後1時 個別相談

第2部

## 午後1時30分～4時 公証人と行政書士による 遺言・相続合同相談会



## 【セミナー内容紹介】

2月22日、行政書士の日の新聞広告見てのご参加ありがとうございます。ニャンニャンニャン 2 2 2は猫のみやあみやあみやあから行政書士会のキャラクターユキマサが誕生しています。私も猫を飼っています。とても癒されます。動物セラピーというのだそうです。本日のセミナーは心の健康、お金の健康、体の健康をふまえ「エンディングノートのすすめ」をテーマにはじめてまいります。

皆平等に老いを迎えますが、皆さんは死への準備をしていますか。長い経験からその人なりの価値観が生まれ、死への価値観も違います。年齢とともに将来の不安が身近になり、皆さん何らかの不安を抱

えています。エンディングノートは、家族への思いやお願い事など残し、老いや死への準備を、言葉で残すツールです。認知症になって、伝えられなくなってからでは遅いです。老後や死へ向き合うことは大切なことなのです。

まずは、命の次に大切なお金について考えます。「ライフプラン」を作ることは、家計の見える化を進めます。財産・支出については、家族の年齢などの家計の変化に応じて変化します。老後何年間でいくらかかるか考えたことはありますか？老後の資金が足りない。足りないと言っても、いくら足りないのか。私の90歳の母も、3年前まで、独居で暮らせるほど元気でしたが、お金が足りないが口癖です。一体何歳まで生きる気なのでしょうか…。漠然としているから、不安になります。具体的に考えていくことで、不安は解消できるのではないかでしょうか。具体的に老後の必要金額がわかれば、残ったお金は今の生活を楽しむために使うことができます。今の人生を楽しむことが人生の本当の目的だと思います。

それには、大切なことがあります。まずは3つの健康です。「お金・心・体」この3つのどれも健康であることが大切です。支出を大きくすることは、簡単ですが、収入を増やすことは容易なことではありません。支出を抑えるといつても、今の生活水準を下げるることは、人生を楽しめなくなってしまいます。合理性をもって、老後資金を貯める。老後のためにとっておくというのではなく。老後を有意義に生きる。ことが大切です。老後は今でしょ！！と理解してください。

老いや病などを通過しつつ、死を迎えることを念頭において書くのがエンディングノートです。遺言を書く前のステップとして、エンディングノートを書くことをお勧めします。今の皆さんには、あるある3兄弟です。「時間 能力 お金」があります。仲間と楽しみ、ボランティア等充実した日々を送られていますが、今後も有意義に生きるために、みるみる3兄弟 「財産・収入・支出」(特別支出)を見て、年間収支を計算してみましょう。残りのお金で、残った人生をどう生きたいのか。エンディングノートを書くことは自分の意思を残す手段です。

例えば介護を受けるときには、介護施設に入りたいのか。認知症になった場合は、どうしたいのか。旅立つ時に残された者へのメッセージなど。もしもとのとき家族が判断するのは、辛いことがあります。特に延命処置は判断に困ります。介護は誰にお願いしたいのか“死ぬまで自分らしく生き抜く”ために

最期の時を迎える葬儀・告別式・喪主は誰に、会場はどこに、費用はどのくらいかけて、誰に出席してもらいたいのか。どこかの葬儀社と契約していたのか。家族としても残しておいてほしい情報だと思います。

#### 『エンディングノートと遺言の違い』

遺言とは、自分の死後の財産を誰にどのように相続させるのを決めておく法的な手続きです。エンディングノートとは、自分が自分らしく最期を迎えるためのもので、公的な役割は果たせません。

遺言書を必ず書き残したほうがよい人

1. 子供のいない夫婦 互いに書きあう

2. 婚姻履歴が何度もある人 または婚姻外の子供のある人

3. 障がい者や認知症の人が家族にいる人

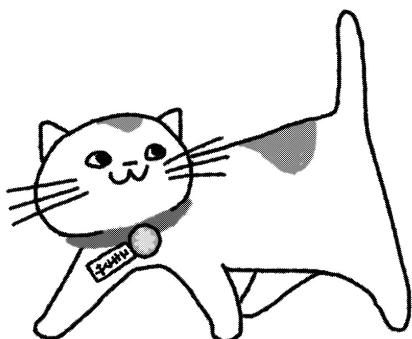
4. 家内興業で家業を承継してほしい人（資産の分散をさけるため）がある。

5. 家族関係が不仲である人（親子・兄弟）

6. 内縁の配偶者がある人 事実婚カップル

コスモス成年後見サポートセンターでは、後見人の推薦や市民公開講座を開催し、皆様の安心なくらしを支援しています。ご相談もお受けしていますので、お気軽にご相談ください。本日はありがとうございました。

※ 編集のため、内容を一部再構成しております。



# 民法の基本理論⑫

## 共有物分割と遺産分割

名城大学法学部教授 柳 勝司

### (1) はじめに

民法907条による遺産分割協議が行われる際に、民法258条による共有物分割請求がされることがある。しかし、遺産分割協議と共有物分割請求が競合した場合には、解決が困難な問題が生じる。そのことを示すために、最近の最高裁平成25年11月29日判決民集67巻8号1736頁を取り上げ、問題の内容を説明して、検討をし、対応策を考えてみたい。

### (2) 事実関係及び当事者の主張

事実関係としては、本件不動産について、X1（会社）の共有持分は72分の30、X2（X1の前の代表者）の共有持分は72分の39、A（X2の妻）の共有持分は72分の3であったが、Aが死亡し、Aについて相続が開始した。Aの相続人は、X2（夫）と子X3（長男。X1の現在の代表者）・Y1（長女）・Y2（2男）であり、法定相続分はX2は2分の1、X3・Y1・Y2は各6分の1ということになる。

Xらは、本件不動産について民法256条による共有物の分割を求め、かつ、Aの本件不動産についての持分は少ないので、Aの持分を価格で賠償させる方法で行うことを希望していた。なお、共有物分割において、現物分割に代えて、あるいは、現物分割と共に、価格賠償ができるることは判例でも認められている（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁、最判平成8年10月31日民集50巻9号2563頁参照）。本件事案においては、Aの相続人の持分を他の共有者X1に取得させ、Aの相続人には価格で賠償をしようとするものである。

事案において、本件土地上に住居兼マンションを新築することを計画していたXらは、遺産分割協議には時間がかかり、遺産分割は早急には終了しないこともあったと思われるが、共有物分割請求の訴えを提起した（本件訴訟）。そして、Xらは、Aの本件土地の持分（72分の3）をX1に取得させ、X1は価格賠償として、X2・X3・Y1・Y2に466万4660円を支払う、と主張した。なお、共有物分割請求事件については、それが非訟事件でもあるので、共有持分の価額が確定すれば判決は出されうる。

これに対して、Aの相続人Yらは、本件不動産に

ついてはX2とAの共働きで形成してきたのであり、X2の持分には配偶者Aとしての潜在的持分があり、Aの持分は72分の3ではなく全部で72分の21であると主張した。

なお、このようなYらの主張は、原則的には、遺産分割協議においてされるものであり、争いになつた場合は家庭裁判所で扱われる（家事事件手続法別表第2第12項参照）。そして、遺産分割をめぐる争いを解決するためには、遺産分割協議をする必要があり、協議が整わない場合には、家庭裁判所による審判を経なければならない。

さて、そのような状況においては、Yらは、遺産分割協議が了するまでは、具体的に遺産分割賠償金として受領できる金額が決まらないので、遺産分割協議が終了するまでは、共有物分割についての判決は出して欲しくはないと考えるであろう。しかし、Xらは、マンションの新築に早く取りかかりたいこともあり、共有物分割請求についての判決を早く得たいと考えるであろう。

### (3) 一審判決

一審判決は、本件土地の競売を命じ、その売得金から、72分の30をX1会社に、72分の39をX2に交付するとした。ただ、Aの持分72分の3は、遺産であるから、遺産分割の対象とされるべきであり、共有物分割訴訟による分割をすることはできないので、Aの持分をX1に取得させた上で全面的価額賠償をするというようなことはできないとした。

この判決によれば、Xらは、Aの共有持分72分の3に相当する本件土地の時価466万4660円を遺産として提供して、遺産分割協議をしなければならないことになる。

### (4) 二審判決

二審判決は、Xらの共有物分割請求には理由があり、その分割方法は、Aの持分72分の3をX1に取得させ、X1がAの共同相続人にその価格賠償をするという全面的価格賠償の方法が相当であるとして、「本件土地について、X1の持分を72分の33、X2の持分を72分の39の割合による共有とする」、「X1は、X2・X3・Y1・Y2に対し、466万4660円を支払え」と判決

した。

この判決によれば、遺産分割協議をすることなく、Xらは、Y1・Y2のそれぞれに、466万4660円の6分の1、77万7443円（二人の合計額は155万4886円）を支払うことになる。

なお、Xらは、一審判決によれば、現金466万4660円を準備しなければならないが、二審判決によれば、155万4886円の支払いと済むということになる。

#### （5）上告理由

Yらは、上告理由中において、全面的価格賠償による分割がなされると、賠償金が確定的に各相続人に支払われてしまい、遺産分割の対象として確保されなくなり、それを確保する方法もないとして、不安を示した。

#### （6）最高裁判決とその検討

そして、最高裁は、次のような判断を示した。最高裁判決を、（判決1）・（判決2）・（判決3）の三つの部分に分けて検討をする。

（判決1） まず、「共有物について、遺産分割前の遺産共有の状態にある共有持分（以下「遺産共有持分」といい、これを有する者を「遺産共有持分権者」という。）と他の共有持分とが併存する場合、共有者（遺産共有持分権者を含む。）が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上採るべき手続は民法258条に基づく共有物分割訴訟であり、共有物分割の判決によって遺産共有持分権者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消については同法907条に基づく遺産分割によるべきものと解するのが相当である」とした。

このような判決によると、①「各共有者は、いつでも共有物の分割を請求でき（民法256条1項）」、「その分割を裁判所に請求できる（民法258条1項）」のであり、また、②「共同相続人は、・・・いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができ（907条1項）」、その協議は家庭裁判所で行うことになる（家事事件手続法別表第2第12項参照）。すでに、最判昭和50年11月7日民集29巻10号1525頁も、同旨の判断を示している。

要するに、①共有物の分割と②遺産共有物の分割は別々の手続で行われるということである。しかし、通常は、家庭裁判所の審判には、調停前置主義に基づき、調停が行われるので、遺産分割が終了するまでには、前述のように、多くの時間がかかる。他方で、前述のように、裁判所での共有物分割手続は非訴事件として扱われることもあり、共有物分割手続

は早めに終了し、遺産分割協議が終了する前に、判決が出されることが多い。

（判決2） ところで、共有物分割手続において価額賠償が選ばれる場合があるが、その場合、まだ遺産分割協議が終了しないときの価格賠償金の支払の方法が問題となる。

判決は、「遺産共有持分と他の共有持分とが併存する共有物について、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであるから、賠償金の支払を受けた遺産共有権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うというべきである」とした。

この判決文では、「賠償金の支払を受けた遺産共有権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う」とされているが、その前提としては、共有持分による分割と遺産共有持分による分割とが別にあり、遺産共有権者は共有持分による分割によって価格賠償金を取得したとしても、遺産分割がされるまでは確定的に取得したとはいえない。賠償金の支払を受けた遺産共有権者は、賠償金を保管する義務があるとしているのである。

本件の事案においては、遺産共有権者（X2・X3・Y1・Y2）は466万4660円を取得することになるが、この金額を保管する義務を負うということになる。現実的には、X2あるいはX3が、466万4660円を取得し、保管して、遺産分割によって、Y1・Y2に各6分の1の金額を支払うということになるであろう。

しかし、もし遺産分割協議が別に行われ、Yらの主張のようにAの遺産共有持分が増えた場合には、X1会社がAの相続人（X2・X3・Y1・Y2）に法定相続分以上の価格賠償をしなければならない事態も起こりうる。賠償金の支払を受けた遺産共有権者の賠償金の（X2あるいはX3が負う）保管義務の履行よりも、遺産共有持分を取得した他の共有持分権者（X1会社）の価格賠償金支払義務の履行の方がより重要な問題であろう。事案においては、X1は価格賠償金466万4660円を支払える資力はあるが、何度も、主張しているが、Xらは多額の借金をしてマンションを建築しようとしているのであり、価額賠償金を確実に支払える保証はどこにもない。

（判決3） そして、さらに、判決は、「裁判所は、

遺産共有物を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させてその賠償金を遺産分割の対象とする価格賠償の方法による分割の判決をする場合には、その判決において、各遺産共有持分権者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定めた上で、遺産共有持分を取得する者に対し、各遺産共有持分権者にその保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払うことを命ずることができるものと解するのが相当である」とした。

判決は、遺産共有物分を取得した他の共有持分権者(X1会社)に対しては、「各遺産共有持分権者(X2・X3・Y1・Y2)にその保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払うことを命ずることができる」とした。従って、「遺産共有物分を取得した他の共有持分者」は、各遺産共有持分権者にその保管すべき範囲に応じた額が定まった場合にはじめて、「各遺産共有持分権者にその保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払う」金銭債務が発生することになる。

### (7) 判決の問題点

判決によれば、遺産分割手続が終了する前であっても、共有分割請求をすることができ、かつ、遺産共有持分権者(Aの相続人X2・X3・Y1・Y2)は(法定)相続持分を取得した共有者(X1会社)から取得した価格賠償金を遺産分割によって確定するまで保管する義務があるとした。

遺産分割手続が終了する前であっても共有分割請求をすることができとすることについては、民法256条と家事事件手続法別表第2第12項があることにより、(判決1)で示されているように、やむを得ない判断であるように思える。しかし、この判決では、遺産共有者、特にYにとっては、不安の残る結果となっている。遺産分割協議が終了するまでに、X1会社の資産状態が悪化したような場合は、Yは現実には、X1会社から賠償金を得ることができない事態も考えられるからである。

判決の事案において、X1会社が共有物(土地)を売却しようとする時点において、Yらが、X1会社の経営状態が悪化していることを知ったような場合には、賠償金の支払いによる遺産分割を停止させ、共有持分による現物分割を要求するという方法もあるかもしれないが、X1会社の経営にはタッチしていないYらは、X1会社の経営状態を知る由もない。

また、一般論としても、遺産共有持分を譲り受けた共有者が価格賠償のために共有物を売却する場合において、遺産分割協議が了するまでは相続人

は確定的な金銭債権を取得することはないので、共有物売買による代金債権に対して強制執行をすることはできないと思われる。また、共有物の売却代金のうち、予測できるおおよその賠償金相当額を、共有物の売主の個人財産とは分離して、国(供託所など)や第三者(財産管理人など)に保管させるということも難しいようと思われる。遺産共有持分を譲り受けた共有者が、自発的に売却前に予測できるおおよその賠償金相当額を供託することは考えられないし、財産管理人を選任して予測できるおおよその賠償金相当額について管理をさせるというようなことも考えられないからである。

以上から、共有物分割と遺産分割とが競合した場合についての最高裁平成25年11月29日判決については、やむをえない結果であると言わざるを得ないが、価額賠償を受ける遺産共有権者には大変な不安が残るということである。

このような遺産共有者の不安を生じさせないためには、遺産分割協議が了する前には共有分割手続をさせないということが必要になってくる。しかし、「各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる(256条本文)」ので、制度的には、共有分割手続を阻止することはできない。

### (8)まとめ(対応策)

そこで、消極的な対策となるかもしれないが、共有物分割が関わっている遺産分割協議に行政書士として携わるような場合には、共有持分権者には共有物分割請求をすることを待ってもらい、遺産分割協議を先に進め、本件事案におけるX1会社のように共有持分権者が相続人でない場合であっても、利害関係者として、家庭裁判所の遺産分割調停には参加できることもある(家事事件手続法42条2項、258条1項参照)ので、共有持分権者も遺産分割協議に参加させて、早急に、解決を計るということが必要である。

最高裁平成25年11月29日判決の事案においては、判例集を読む限りにおいて、弁護士も付いているにもかかわらず、実は、家庭裁判所で遺産分割協議をしてはいないよう見えるのである。事案においては、X1会社は共有持分権者(非相続人)ではあるが、X1会社の代表者は共同相続人(X2やX3)であるので、X1を利害関係者として家庭裁判所の遺産分割協議に参加させることは容易にできるのである。Yらが家庭裁判所の遺産分割協議の申立をしたならば、Aの寄与分などについても協議できたはずである。

# 事件報道を読み解く

## —刑事手続の分野から

### 第4回 ロス疑惑（一事不再理の原則）

名城大学 榎本 雅記

#### 1. はじめに

今回取り上げる事件は、ロス疑惑です。事件の中心となるのは、1981年にロサンゼルス市内で発生した傷害事件と殺人事件です。この事件自体はもう30年以上前の出来事で読者のみなさまも記憶が薄れている（記憶はない？）かもしれません、このような意外な形で事件発生から25年以上もあとに、再び社会の耳目を集めることになろうと誰が予想したでしょうか。掲載した新聞記事は、2008年にサイパンに旅行中であった三浦氏が米当局に逮捕され、その逮捕の有効性が争われた訴訟の結果を報じるもの（2008年9月27日・日経新聞地方経済面36面）です。ちょうど新聞記事に、事件に関する一連の動きが、時系列に沿ってまとめられていますので、これをご覧になり記憶をよびおこしながらお読みいただければと思います。

#### 2. 事件の概要

疑惑の対象とされたのは、輸入雑貨商であった三浦和義氏。傷害事件、殺人事件ともその被害者となったのは、三浦氏の妻である一美さんでした。1981年8月31日、ロス市内のホテルに滞在中であった一美さんが、ホテル室内で頭部を殴られ負傷し（殴打事件）、同年11月には三浦夫妻がロス市内の駐車場にいたところを、2人組の男に銃撃され、一美さんは頭部を撃たれ意識不明の重体（約1年後に死亡）、三浦氏も足を撃たれ負傷しました（銃撃事件）。当初、悲劇の人として取り上げられていた三浦氏でしたが（一美さんを輸送した米軍ヘリを、発煙筒で誘導する姿を写した映像を覚えていらっしゃる方も多いと思います）、84年に週刊誌上に「疑惑の銃弾」として、三浦氏による保険金殺人ではないかとの報道がなされると、一転疑惑の人としてマスコミに追い回されることとなりました。

翌85年、警視庁が三浦氏を殴打事件について殺人未遂容疑で逮捕（多くのマスコミに囲まれる中の逮捕劇でした）。87年に東京地裁が懲役6年の判決を

言い渡しています（98年に確定）。銃撃事件については、88年に殺人罪で起訴され、94年東京地裁で無期懲役判決が下されますが、98年に東京高裁が逆転無罪の判決、2003年に最高裁もこの判決を維持し、無罪が確定しました。この判決により、一連の疑惑に一応の決着がついたかにみえたのですが、思いもかけない結末が待っていました。米国当局はこの疑惑の人の訴追をあきらめたわけではなかったのです。

2008年2月22日、当局は、米国自治領であるサイパンを訪れていた三浦氏を銃撃事件の殺人容疑などで逮捕。この逮捕に対して、弁護人が逮捕状の無効確認を申し立てましたが、それに対する、ロサンゼルス郡地裁支部の判断を伝えているのが、掲載した新聞記事です。記事によりますと、裁判所は、殺人罪については、日本で無罪判決が確定している以上一事不再理効がはたらき、同一の犯罪での逮捕は無効であるものの、「共謀罪」での逮捕は（一部留保しつつも）有効であるとの判断を下したとされています。

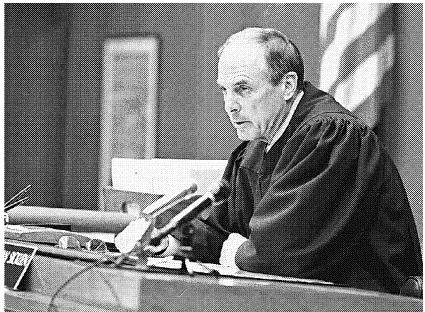
さて、この事件では、日米両国の処罰規定の違いや、法改正と遡及効の問題も絡んで、やや複雑なことになっていますが、以下ではこの記事を読み解くために、一事不再理の原則を中心に解説してみようと思います。

#### 3. 一事不再理の原則

##### (1) 一事不再理の原則とは

一事不再理の原則とは、同一事件について、二度以上裁かれることのない原則のことです、一般の人にも比較的よく知られた原則でしょう（この確定判決の効力を一事不再理効ともいいます）。当然と言えば当然の原則であって、いったん決まった判決を繰り返し審理し直せるとすれば、それは裁判の否定と言っても過言ではないからです。確定判決と同一の事件が起訴された場合、免訴判決が言い渡されることになります（法337条1号）。もっとも、一事不再理の原則が発動されるのは、有罪・無罪（および免

# 日米法制の違い 影響



26日、米ロサンゼルス郡地裁支部で決定を言い渡すパン・シックレン判事（代表撮影）



三浦和義元社長

三浦元社長をめぐる動き	
1981年	三浦和義元社長の妻一美さん
8月	が米ロサンゼルスのホテルで頭を殴られ負傷（殴打事件）
11月	一美さんが口入で頭を銃撃され重体、翌年死亡。三浦元社長も左足に重傷（銃撃事件）
85年9月	警視庁に殴打事件で元社長を殺人容疑で逮捕
87年8月	殴打事件で東京地裁が懲役6年の判決（98年確定）
88年5月	ロサンゼルス郡検察が銃撃・殴打事件で元社長の起訴手続き。殺人・共謀容疑で逮捕状発付
11月	銃撃事件の殺人罪で東京地検が不起訴
94年3月	銃撃事件で東京高裁が無期懲役の判決
98年7月	銃撃事件で東京高裁が無罪判決
2003年3月	銃撃事件で最高裁が検察側の上告棄却、無罪が確定
08年2月22日	米自治領ハイパンで銃撃事件の殺人容疑などで逮捕
3月12日	北マリアナ諸島知事がカリオルニア州知事の移送要求に同意し、移送令書を署名
14日	ロサンゼルスの弁護人が逮捕状無効確認を申し立て
8月22日	サイパンの地裁に人身保護請求
9月12日	サイパンの地裁が人身保護請求を棄却、ロサンゼルスへの身柄移送を命令（最高裁が支持、北マリアナ諸島連邦地裁が移送を一時停止）
26日	ロサンゼルス郡地裁支部が共謀容疑の逮捕状を有効と判断（海外日付は現地時間）

## 三浦元社長の共謀容疑有効

【ロサンゼルス】中間博之 「殺人容疑は無効だが、共謀容疑は有効」――。米ロス銃撃事件で元会社社長、三浦和義容疑者（61）＝日本だ。（1面参照）

## 一事不再理認めず ロス郡地裁支部 殺人容疑は無効

審理では、二〇〇三年で米で銃撃事件の殺人容疑で訴えられた元社長を殺人容疑で裁判した結果、殺人容疑は無効とされたと主張していた。ところを禁じた「一事不再理」が、同裁判長は「改正法に抵触するかが焦点となっていた」と判断したことではない」と判断した。

一方、共謀罪についても、「同犯とは異なる法的原則で裁かれる」と述べた。

レーン裁判長は、日本両国に存在する殺人罪については、一事不再理原則に抵触すると言明。検察側は四年の州刑法改正で証拠は提示されていない。

外國で判決が確定した事実を指摘。同時に現地で元社長が「共謀罪で度裁こが同じ罪で度裁こ」と結論を保留とされたと主張していた。

とされると主張していた。

これについては、刑法に規定があり、「外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない」(刑法5条本文)とされています。これは、外国での判決について、その一事不再理効が日本には及ばないことを意味しています。もっとも、外国で下された判決が有罪判決である場合、日本でもさらに処罰されるとすると、同一の行為について二重に処罰を受けることになりますので、同条文はその但書において、「犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する」(刑法5条但書)として、外国での刑の執行を量刑上日本の判決に反映させることにしています。しかし、外国での確定判決が無罪である場合は、当然この但書は適用されません。したがって、外国で無罪が確定した場合も、あらためて日本で訴追することは可能ということになります。

この結論は、被告人にとって酷なようにも思えますが、国によって犯罪と量刑に関する価値観がかけ離れている場合もあり得ますので、裁判権を異にする外国には一事不再理効がおよばないことを基本に据えた考え方といえ、日本の現行法は、原則的にこの立場をとっています。

他方で、国際的に普遍的な一事不再理効を認めるべきであるとの考え方も十分あります。たとえば、国際法上もこのような方向性を示唆する規定をもつものもあります(国際刑事裁判所に関するローマ規程20条)。また、本件銃撃事件が問題となった当のカリフォルニア州でも、2004年の刑法改正以前は、他州の判決のみならず、外国の判決にも一事不再理の原則が適用されると定めていました(改正前のカリフォルニア州刑法656条)。ただし、2004年の法改正によって、外国の判決に関しては一事不再理の原則が及ばない規定に移行しています。

### (3) 「共謀罪」での訴追の有効性

前述の通り、ロサンゼルス郡地裁支部は、銃撃事件の殺人罪について、日本の裁判所での無罪判決の確定により生じた一事不再理効は、米国カリフォルニア州でも有効であり、同一事件による再度の訴追は許されないとしています。日本で無罪判決が確定した2003年時点でのカリフォルニア州刑法によりますと、外国判決にも一事不再理効を認めることになっていた以上、あらためての訴追は許されず、したがってその訴追に向けた逮捕行為も無効であるとの判断のようです。2004年の法改正により、外国の判

決について一事不再理効が及ばなくなったとの検察側の主張に対しては、改正法をさかのぼって適用することはできないとの判断です。

では、三浦氏の逮捕はすべて無効になったかというと、そうはなりませんでした。新聞記事にもあるように、殺人罪での逮捕は確かに無効であるが、「共謀罪」での逮捕は(留保つきながらも)有効であるとしたのです。「共謀罪」(英語ではコンスピラシーと言います)は、アメリカでは非常にメジャーな犯罪類型で、犯罪の実行の着手がなくても、犯罪の共同謀議のみで処罰しようとするものです。日本でも国際的組織犯罪に対する条約に対応するために、「共謀罪」の新設が国会で検討されました、結局2009年に審議未了廃案となっています。

現時点で「共謀罪」という犯罪が日本には存在しないので、「共謀罪」での確定判決をうけたわけではなく、一時不再理効は発生しない、したがって「共謀罪」での訴追は可能であり、それにむけた逮捕も有効というのが、ロス郡地裁支部の論理です。

それに対して弁護側は、日本には確かに「共謀罪」は形式的には存在しないが、三浦氏の日本での公訴事実は殺人の共謀共同正犯(実際には自分で手を下さなくとも共謀することで正犯に問われる。ただし「共謀罪」と異なり共犯者が犯罪を実行することが共謀共同正犯成立の要件となる。)に問われそれについて無罪とされているのだから、実質的には「共謀罪」についての審理を経ており、新たな「共謀罪」での訴追に対して一事不再理効を及ぼすべきだと主張しているようです。

## 4. 疑惑の結末

法律的にも興味深い事案であり、本格的な裁判の開始が待たれていましたが、2008年10月10日夜、ロス市警の拘置所独房内で首をつっている三浦氏が発見されたのはもうみなさまご存じのとおりです。真相は闇の中、事件のはじめ(殴打事件・銃撃事件以前にも三浦氏には別の殺人事件の容疑がありました)から果ては死因にいたるまで(三浦氏のキャラクターや死亡前後の状況等から他殺説も出ました)、まさに疑惑にまみれた事件でした。

# ちょっと役立ち（豆）知識

## 外務省による公文書証明について

中央支部 金 恩 瑩

渉外戸籍関連の事案においては、日本の官公署、自治体等が発行する公文書（戸籍謄本や住民票等）を外国の役場や関係する機関へ提出する必要があります。

例えば、日本人と外国人が日本で婚姻手続きをする場合に、まずは日本の役場へ両者の必要書類（婚姻要件具備証明書類等）を添付して婚姻届を提出した後、外国人配偶者の本国へ報告的届出として婚姻手続きを行うことになります。このとき、日本で婚姻が成立したことを証する書面として、婚姻届出受理証明書又は婚姻事項が記載された日本人配偶者の戸籍謄本等を提出する必要がありますが、提出先国の関係機関からこれら公文書に対する外務省の証明を求められる場合があります。

また、婚姻や離婚等の身分関係以外にも外国での会社設立や不動産購入、査証取得等の各種手続きにおいても日本の公文書を提出する必要があり、提出先国の在外公館（大使館・領事館）の領事による認証（領事認証）取得に際して求められる場合もあります。

このように外務省の証明を求められた場合に、公文書の提出先国により「公印確認」「アポスティーユ」のいずれかの証明を外務省へ申請することになります。

### ■ アポスティーユ

ハーグ条約「外国公文書の認証を不要とする条約（略称：認証不要条約）」に基づく付箋（アポスティーユ）による外務省の証明のことです。

このアポスティーユを取得すると日本にある在外公館（大使館・領事館）の領事による認証（領事認証）と同等のものとして、提出先国で使用することができます。

但し、提出先国はハーグ条約締約国のみです。ハ

ーグ条約に加入していない国へ提出する公文書の証明はすべて「公印確認」となります。

### ■ 公印確認

日本にある外国の在外公館（大使館・領事館）の領事による認証（領事認証）を取得するために、事前に必要となる外務省の証明のことです。

例えば、上記の外国人との婚姻手続きにおいて、外国人配偶者の本国の在外公館を経由して報告的届出をする場合に、提出された日本人配偶者の戸籍謄本等の公文書は駐日外国領事による認証（領事認証）を受けてから本国の関係機関へ送られることになります。この領事認証を行う前提として、公文書上に押印されている公印について外務省が行う証明が公印確認です。

また、外務省における公印確認は、その後の駐日外国領事による認証（領事認証）が必要となる証明ですので、必ず領事認証を受けてから提出国関係機関へ提出する必要があります。

### ■ 在留外国人と外務省の証明

上記のとおり、日本の公文書の提出先国がハーグ条約締約国か否かで外務省による証明は「公印確認」「アポスティーユ」と異なります。

主なハーグ条約締約国としては、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ等の欧米諸国ほか、アジアにおいては、韓国・香港マカオ特別行政区等が加入しています。

日本に在留する外国人の国籍別人口統計によると、  
1位：中国（648,734名）  
2位：韓国・朝鮮（508,561名）  
3位：フィリピン（213,923名）  
4位：ブラジル（177,953名）  
5位：ベトナム（85,499名）

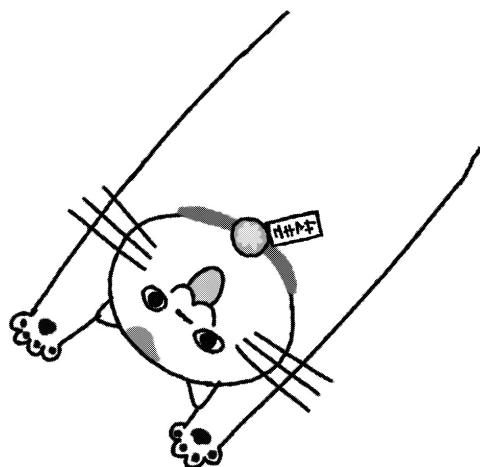
6位：ペルー（48,263名）  
7位：タイ（42,270名）  
8位：台湾（36,965名）  
9位：ネパール（36,107名）  
10位：インドネシア（28,649名）  
(※法務省「在留外国人の国籍別統計（平成26年6月）」参照)

上位10カ国の内、ハーグ条約締約国は、韓国とペルー2国のみです。

大部分の在留外国人人口を占める、中国、フィリピン、ブラジル等の他8カ国についてはハーグ条約に加入していません。

よって、外務省に申請する公文書の証明は「アポステリーユ」よりも「公印確認」が必要になるケースが多いことになります。

在留外国人の渉外戸籍案件において、外務省による公文書の証明は重要ですので、次回は具体的な申請手続きについてみていきたいと思います。



## 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページの申込書をご利用ください。

### 初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

#### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

#### 【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初步の相談を予定しております。

### 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 平成27年6月10日(水)

時 間 午後1時30分

※初心者対象

### 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 每月第一水曜日（5月は第一水曜日が祝日のため5月7日(木)開催）

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

### 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成27年5月19日(火)

時 間 午後1時30分～4時

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

### 書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について

法人経営部

開催日 每月第一水曜日（5月は第一水曜日が祝日のため5月13日(水)開催）

時 間 午後1時～4時30分

平成27年5月1日

## 会員各部

建設環境部  
運輸交通部  
国際・私法部  
土地利用部  
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

## 業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】

支 部		会員番号	
氏 名			
開催日	月 日( )	電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

# 支部だより

西尾  
支部

## 研修会・新年会

会報委員 岩瀬 孝広

日 時 平成27年1月14日(水)

午後5時～

場 所 三河湾リゾートリンクス

出席者数 22名

講 師 伊奈 祐介氏(西尾市危機管理局危機管理課)



上記の日時において、研修会・新年会を開催しました。

研修会は、西尾市危機管理局危機管理課の伊奈祐介氏を講師に、「ハザードマップの見方・読み方 災害と行政書士」と題して講演をして頂きました。西尾市は海岸線も長く、海岸沿いには低地も多く、また矢作川も流れており水害の危険性も高く、また山間地も抱えており土砂崩れ等の災害の虞おそれもあります。西尾市内の災害予想地域の解説と共に、災害発生後の罹災証明申請等、我々が行政書士として行い得る被災者支援等に関するお話しをして頂きました。

研修会終了後は、同会場で新年会を行い、支部会員間の親睦を図ることが出来、有意義な日となりました。

名古屋  
支部

## 賀詞交歓会

会報委員 宇佐美 誠祥

日 時 平成27年1月24日(土)

午後6時30分～8時30分

場 所 名古屋マリオットアソシアホテル 51F

ジュピター

出席者 37名

来 賓 14名



名古屋支部賀詞交歓会が開催されました。

本年も本会から久野真技副会長、地元選出の国会議員、県議会議員及び市議会議員の先生方のご臨席を賜りました。

司会の牧野昌浩会員の進行で、支部長挨拶に続き、来賓の方々の祝辞を頂戴しました。

大内田省吾会員の発声で乾杯となり、各会員の親睦を深めることができました。

最後に瀧秀隆会員が中締めをして、無事に閉会することができました。

0  
一宮  
支部

## 平成27年 新年賀詞交歓会

一宮支部 佐藤 令

日 時 平成27年1月24日(土)

行き先 日間賀島

参加者 34名



一宮支部の新年賀詞交歓会が、1月24日に開催されました。当日はお天気も良く、一宮駅前を午前9時に出発しました。

車中の参加者34名の表情は、毎日の仕事から離れてとてもリラックスした様子でした。また、バスガイドさんは、開口一番「今日は、このもやしのような体に鞭打って頑張ります。」とユーモアたっぷりに私たち旅人の心をぐいと引き寄せ、最初から笑いの渦に誘います。

バスは名古屋高速に乗り、途中休憩をはさんで一路、師崎港へと進みます。師崎港でフェリーに乗船

しますと、10分ほどで日間賀島西港に到着しました。日間賀島では愛嬌のあるタコのモニュメントが私たちを出迎えてくれました。

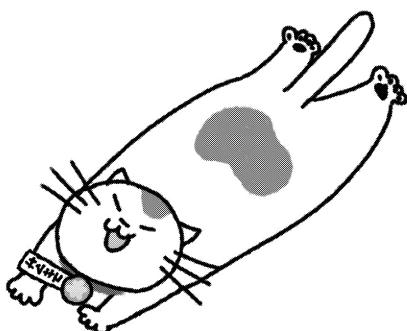
宴會場である「大海老」はすぐ目の前にあり、到着してすぐにお風呂に入り、心も体もゆったりとほぐれて和やかに、新年賀詞交歓会が始まりました。

司会は私、佐藤が務めさせていただきました。まずは増田支部長から新年のご挨拶をいただき、引き続き花木会員、和田会員からもお話をいただきました。続いて伊藤会員の乾杯の音頭で今年の活躍を祈念し、にぎやかに歓談が始まりました。

お料理はもちろん「フグづくし」です。日間賀島はトラフグの本場ということで、てっさ、てっちり、から揚げ、伊勢海老のお刺身等々おいしく存分に堪能することができました。また、今回は新入会員の参加もあり、各々が相互の情報交換や歓談を楽しみ親睦を深めました。あっという間にお開きの時間となり、鵜飼会員による中締めをして、「大海老」を後にしました。

帰路の途中では「魚太郎」と「えびせんべいの里」で、各々思い思いのお土産を買いこんでいました。「魚太郎」は新鮮な魚類をその場ですぐに調理して食べることができ、大変な人気だということです。また「えびせんべいの里」でも、ほとんどの商品の試食やコーヒーのサービスなど、気の利いたアイデアでお客様を広げているということです。

車中ではバスガイドさんの楽しい話術に最後まで飽きることなく、いい土産話もでき、心に残る旅行となりました。



〇  
名南  
支部

## 研修会

名南支部研修担当 鰐部 伸一  
日 時 平成27年1月26日(月)  
午後5時30分～7時  
場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム  
講 師 鰐部 伸一会員  
テーマ 『行政書士のための親族法—相続実務手続きに関連して—』  
出席者 23名



平成27年1月研修会は支部研修担当の鰐部伸一が上記のテーマにより講師を担当しました。平成25年5月の相続法、平成25年6月の相続の判例、事例検討に引き続き、行政書士が業務とします相続手続きに関連する親族法並びに相続手続きの流れにおいての解説でした。

- 1、親族の範囲と親族等の計算養子の種類
- 2、遺言書の効果と遺留分保証規定による限界や自筆遺言の検印
- 3、相続手続きの流れにおける注意点
- 4、実務上の経験談や会員からの事前相談の対処法や支部の毎月実施する相談会での相談例
- 5、民法上の相続と税法上の改正点

とくに代償分割において、何代か前の相続に際し、遺産分割をされていないまま経過した場合どのように分割協議書に反映されるかの討論も出席会員に求め実施しました。研修終了後、懇親会においても各自の意見交換を実施しました。当支部は他支部会員の参加も歓迎しております、毎回ご参加の方もありました。今後多くの会員の参加と支部会員の有志による定例研修以外の研究会や相続前の同居老人への種々のサポートの会での実施も本会のコスモスとは担当分野の異なるサポートも行っており、その経験談も行政書士の社会貢献としの意見交換後散会しました。

〇  
名古屋  
支部

## 土地利用部会研修会

会報委員 宇佐美 誠祥  
日 時 平成27年1月29日(木)  
午後6時30分～8時30分  
場 所 愛知県産業労働センター  
(ワインクあいち) 11階 1106会議室  
出席者 22名  
講 師 鵜飼 徳一会員(一宮支部)



名古屋支部研修会では、一宮支部の鵜飼徳一会員に「農地転用許可申請手続全般」というテーマで研修会を開催しました。

今回の研修会は、支部会員にはあまり馴染みのない分野ではありましたが、申請に至るまでの様々な注意点や問題点を提起していただき、より理解を深めることができます研修会となりました。

その後、別会場にて懇親会を行い、散会となりました。

碧海  
支部

## 研修会

会報委員 高野 正也

日 時 平成27年2月7日(土)  
 場 所 刈谷市産業振興センター5階特別会議室  
 講 師 蟹江 公明常務理事(知多支部)  
 内 容 『相続人と相続財産の確定』  
       『相続に関する行政書士の業務』  
 出席者 24名



碧海支部では、2月7日の土曜日に、蟹江公明常務理事を講師にお招きして支部研修会を行いました。

まずは平成27年相続税贈与税税制改正点についての確認をし、続いて相続に関する業務について、行政書士としてあるいは個人としてどのような業務に携われるかの解説がありました。

後半は、「相続税と行政書士業務」として税理士との業界問題を確認し、相続財産の調査・評価について、とりわけ不動産の評価方法について実務経験を交えた解説がありました。

講師の実務経験等を聞くことができ、今後の業務に大いに役立つ研修となりました。

東三  
支部

## 平成26年度法人経営部会第2回研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成27年2月11日(水)  
          午後2時～5時  
 場 所 豊橋市民センター(カリオンビル)4階 中会議室  
 出席者 15名



2月11日建国記念日、「電子定款作成・認証手続の基礎的実務」をテーマに、当支部法人経営部会長の芳賀宏行会員を講師に迎え、研修会が開催されました。

今回は、主な資料として、株式会社リーガル「行政書士向け電子定款オンライン認証嘱託マニュアル(平成27年1月作成)」を参照しつつ、芳賀会員作成のレジュメで必要事項を補足していく進行となりました。

まずは、電子定款作成代理の全体の流れ及び嘱託代理、作成代理、紙定款又は電子定款のそれぞれのパターンを確認するところからスタートし、前半は大前提である行政書士用電子証明書の取得、アプリケーションや各種ソフトウェアの準備といった環境整備について、操作画面を印刷したものを追って確認及び説明いただきました。

後半は、「Adobe Acrobat10及び11」と「法務省登記供託ネット」からダウンロードする“PDF署名プラグインソフト”的組み合わせによる電子署名の方法、申請用総合ソフトを使ったオンライン認証の具体的な方法及び認証済定款の確認について、最後に株式会社の定款における注意点を説明していただきました。

これから電子定款の実務を始める会員だけでなく、実際に業務として携わっている会員も、その内容をしっかりと確認できる貴重な機会となりました。

中央  
支部

## 平成26年度第3回法人 経営業務部会研修会

幹事 神崎 寛

日 時 平成27年2月13日(金)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館3階大会議室

出席者 31名

講 師 竹内 浩二会員(中央支部法人経営業務部会長)

テーマ 『設立時及び設立後の許可申請と定款について』



今回は、中央支部法人経営業務部会長の竹内浩二会員により、他の行政書士業務と関わりの深い定款の作成について、ご自身の実務経験に基づき、お話しいただきました。

前半の講義では、始めに各種法人の態様について、公証人の認証の必要性を中心に解説されました。

また、電子定款、会社法施行前に作成した定款についても実践的な説明をしていただきました。

次に株式会社、特例有限会社、合同会社、合資会社の定款作成について、サンプルを用いて逐条解説していただきました。その中でも、定款の目的及び資本金に関しては、法人設立後の許認可業務の重要な箇所なので、建設業を例にご自身の体験談を交えて特に詳細に説明していただきました。

そして、後半の講義では、法人設立後に許認可を取得する場合の定款作成の注意点を建設業、産廃業、古物営業、宅建業等、行政書士が携わることが多い業務を例として、定款の目的、資本金を中心として解説されました。

今回の講義は、法人を設立するだけではなく、その後の許認可を見据えた定款作成ということで、実践的で初心者にも分かりやすい内容だったと思います。

名南  
支部

## 研 修 会

名南支部研修担当 鰐部 伸一

日 時 平成27年2月14日(土)

午後7時～午後9時30分

場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

テーマ 『行政書士のためのMGから決算書作成、経審】

講 師 石川 光男会員(支部長)他2名

出席者 18名



当支部の2月研修会は行政書士のためのマネジメントゲームを通して、簡易な決算書作成と経審のうち経営分析の基礎的な研修がありました。今回は先回から1年半を経過し、簿記の知識のない方、記帳代行を日常業務としている方を幅広く参加を求め、簿記の知識ない方の参加が多かったですが、貨幣の投下により、材料の購入、技術者の採用、販売員の獲得、試験研究による加点ルールからどのように経営計画を樹立し、戦略を駆使し、利益をもたらすか、簡易の決算書の作成、経営分析表の見方などの研修であり、その都度、講師がホワイトボードでの解説や3チーム編成による実践もあり、ゲームの回数を経ると参加者独自のポリシーを反映され、没頭し、1日が早く過ぎたかの感もありました。実践研修の前後に各自の自己紹介と研修の目的や感想を交え研修を終了しました。今回も他支部や会員職員の参加もありました。懇親会に於いては中級レベルの研修や決算書。経営分析の研修も是非実施して欲しいとの意見も続出し、講師の日程や研修内容の細分化を図り、参加者のニーズに応えるべく検討も必要ではないかという御意見もあり、今年中に再度この種の研修を検討することで散会しました。

〇  
西北  
支部

## 第6回支部研修会

会報委員 丹所 美紀

日 時 平成27年2月17日(火)  
午後6時～8時  
場 所 名古屋市西生涯学習センター  
講 師 早川 忠会員(中央支部)  
内 容 『建設業許可申請について』  
出席者 20名



中央支部の早川忠会員を講師にお招きして、平成26年度第6回支部研修会が開催されました。今回の研修会では、平成26年12月25日付で出された、建設工事の種類・内容・例示及び区分の考え方の改正点を中心に、ご講義下さいました。今まで扱いが不明確であった「ガラスフィルム工事」が「ガラス工事」の例示に加えられたこと、「緑地育成工事」が「造園工事」に加えられたことなど、今回の改正で、各工事の例示や考え方方が、より細かく記載されたことがわかりました。さらに、平成28年6月までに「解体工事」が、新たな工事の種類に追加される予定であることも踏まえ、今後申請する際には、工事の種類を再度確認する必要があると感じました。

今回で、早川会員を講師にお招きして行う建設業許可申請の研修会が、最終回となることから、研修会終了後に懇親会が行われました。懇親会の席では、建設業許可申請に関する情報交換が行われたり、先輩会員が後輩会員へ様々なアドバイスをされたり、普段なかなかお目にかかることのない早川会員とお話をしたりなど、参加者それぞれが充実した時間を過ごすことができたように感じられました。

3回にわたり貴重なお話を下さった早川会員に感謝申し上げるとともに、この研修を企画運営して下さった役員の方々に、心より御礼申し上げます。

〇  
尾張  
支部

## 第3回 建設環境部研修会

尾張支部 金子 靖子

日 時 平成26年2月17日(火)  
午後6時～8時  
場 所 ルネック7階多目的ホール  
講 師 杉田 貴信会員(尾張支部)  
内 容 『工事経歴書の作成と技術者について』  
出席者 17名(尾張12名・他支部5名)



今年度第三回目となる建設業務部の研修は、前回に続き、尾張支部の杉田貴信会員を講師に迎え、「工事経歴書の書き方」をテーマに行われました。工事経歴書を作成したことのない会員も複数聴講していましたため、実際に愛知県建設部の手引きを参照しながら、初心者にもわかりやすく工事名記載時の注意点や、完成工事高における非建設工事の混入防止について等を、実務的な観点から詳細にご講義頂きました。

また、平成27年4月1日から施行される改正建設業法の変更点と改正に伴う建設業許可申請書等の様式改正について、株式会社クリックス社が提供している新様式の資料を参加者に配布し、現行様式と比較しながら改正点について説明を行いました。申請書の簡素化を図るため、略歴書の経管以外の職歴欄を削除し、住所等の個人情報が大幅に削除される事や、暴力団の排除徹底をうけ、行政書士として顧客からの聴取方法や情報の保存に対しても、その重要性について改めて注意喚起を促しました。さらに、経営事項審査の審査項目追加や、改正入札契約適正化法の施行にも触れ、4月以降の業務に直結する内容を約2時間にわたってお話頂きました。

参加者も疑問点に対して、積極的に杉田会員に質問をするなど有意義な情報交換の場となりました。

0  
海部  
支部

## 第4回支部研修会

海部支部 山田 裕貴

日 時 平成27年2月25日(水)  
午後6時30分～8時30分  
場 所 津島市生涯学習センター  
テーマ 『成年後見人の制度と実務を知ろう！』  
～これからの超高齢社会を見すえて～  
出席者 15名



今回の研修は、コスモスあいち副支部長の平松里香会員を講師にお招きして「成年後見人の制度と実務を知ろう！！」というテーマで開催されました。

今後、さらなる高齢化により、個人を守ることが難しくなる日本。そんな社会で成年後見人制度が果たす役割は大きいはず。その中で、行政書士がどのように社会貢献と業務のバランスを保ちながら取組んでいくのか。

成年後見人制度の全体像と、それらの根本にある理念や、業務に携わる中での葛藤など、幅広い構成をとりつつ貴重な実体験からうまれたお話を聞かせていただきました。

後見人として「出来ること、すべきでないこと、権限がないこと」日々、難しい判断を迫られる現場が想像させられる内容に聞き入ってしまいました。

質疑応答では、後見人実務の最前線の葛藤など、深い質問にもお答えいただき、終始、興味深い話題で、あっという間の研修会となりました。平松会員、わかりやすく丁寧な講義をしていただき、ありがとうございました。

懇親会では何故か農業の話題で盛り上がり、講師・会員にも意外な一面を見ることができ、親睦を深めることができました。

0  
知多  
支部

## 研修会

知多支部 水野 重利

日 時 平成27年2月28日(土)  
午後2時～4時30分  
場 所 アイプラザ半田 第3会議室  
内 容 『行政書士業務と業界について』  
講 師 蟹江 公明会員（知多支部）  
参加者 10名



参加者の半数が平成26年度に登録された会員のため、研修に先立ち、自己紹介を行いました。

その後、蟹江公明会員から、行政書士の代表的な業務と、他士業との業界について解説をいただきました。

遺言書についても、文案についての相談業務はできるが、行政書士が作成するわけではないといった実務の中で起こりうる問題について、ディスカッション方式で活発な議論を行いました。

弁護士、税理士、社労士等の業界についても、経験を積み、業務に精通すればするほど、深いところまで入ってしまうため、気をつけなければいけないとまさに「眼からウロコ」の研修でした。

0  
尾張  
支部

## 国際私法部 第3回研修会

尾張支部 丹羽 友道

日 時 平成27年3月7日(土)  
午後3時～5時30分  
場 所 勝川川スペースパレッタ  
講 師 山田 和美会員(一宮支部)  
テーマ 『行政書士として関わるこれからの相続業務』  
出席者 24名



平成26年度の国際私法部第3回研修会が開催されました。

一宮支部の山田和美会員を講師にお招きして、「行政書士として関わるこれからの相続業務」というテーマでお話を頂きました。

山田和美会員は行政書士登録をする以前、5年間にわたり税理士事務所で相続に関する業務を経験されており、資格としてもCFPを持っていらっしゃいます。そのようなこともあります。非常に幅の広い経験を下地にしたお話を伺うことが出来ました。

単純な家族法の講義ではなく、知りたくてもなかなか聞けないようなこと、実務経験の中からしか得られないような知識を、解りやすく解説されていたのが印象的でした。

最初の相談を受けてからどのようにして仕事に結び付けていくのか、調査を進めていく方法、手続きを進めていく際のコツ、実践的な銀行窓口での対応の仕方等、大変興味深いお話を伺うことが出来ました。

相続関連の業務は、行政書士だけではなく他士業との連携も求められる分野であり、その責任の重さからも出席者は皆真剣に聞き入っていました。

研修会後は懇親会の会場に移動し、和気あいあいと親睦を深めることができました。

0  
豊田  
支部

## 建設環境部 第4回研修会

会報委員 杉浦 美紀

日 時 平成27年3月10日(火)  
午後3時～5時  
場 所 豊田商工会議所多目的ホール203  
内 容 『建設業法施行規則等の一部を改正する省令について』  
講 師 桧原 治彦会員(豊田支部)  
太田 昌宏会員(豊田支部)  
出席者 20名



豊田支部建設環境部第4回研修会が行われました。

今回は、当部副部長2名に建設業許可申請と経営事項審査申請の改正点を、国土交通省の建設業法改正資料をもとに説明して頂きました。

太田副部長は司法書士も兼業しており、特に改正法における役員の範囲の拡大に伴い、許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」が「役員等」となり、取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等が追加されるため、会社法における役員について、深く掘り下げて研修して頂きました。

桜原副部長は、経営事項審査補助業務要員であり、経営事項審査の審査項目及び基準の改正等を詳しく説明して頂きました。客観的事項には「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」が新設され、評価対象となる建設機械の範囲が拡大しました。

多くの部員に参加頂き、充実した研修会になりました。

〇  
東三  
支部

## 平成26年度 第3回支部研修会

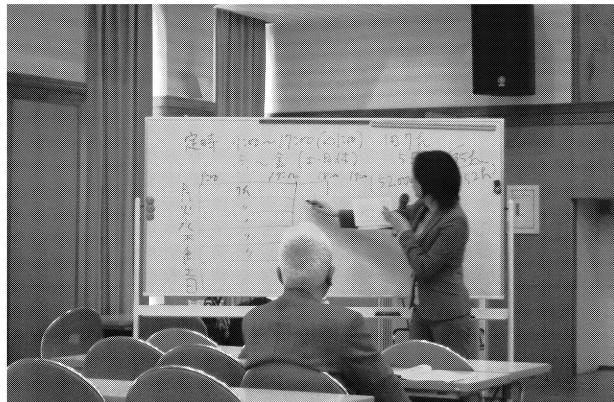
会報委員 水野 悠

日 時 平成27年3月10日(火)

午後2時～4時30分

場 所 豊橋市民センター(カリオンビル) 6階  
多目的ホール

出席者 12名



3月10日、「伸びる事務所の人事労務管理～経営者が知っておきたい労働法、労働社会保険について

～」をテーマに、社会保険労務士をご兼業の東三支部菰田幸子会員を講師に迎え、前回支部研修でみた事務所経営の「財務面」に対して、今回は「労務面」からとらえる研修が開催されました。

「知っておきたい“伸びる会社の人事労務管理”のはなし」を基本資料とし、詳細な点を菰田会員作成の資料を用いて補足していただきつつ、企業経営における「ヒト」の重要性＝雇用についての基礎的な考え方、最低賃金法について、労働基準法及び労働契約法に規定される書面の記載すべき事項、書面の提示義務とそのタイミング、時間外や休日における法定の割増賃金の計算方法及び変形労働時間制採用による管理方法の基礎、就業規則、職場におけるインセンティブの種類並びに有期労働契約法改正について、行政書士事務所の経営にあてはまるよう随時説明を加えながら、労務面について幅広く講義を進めていただきました。

講義終了後、各会員からの質疑にも細やかにお答えいただき、現在従業員を雇用している会員はもちろん、今後従業員の雇用を考えている会員や労務環境に関心のある会員にとって、非常に勉強になる研修となりました。

〇  
豊田  
支部

## 平成26年度 第2回支部研修会

会報委員 杉浦 美紀

日 時 平成27年3月17日(火)

午後2時～4時30分

場 所 豊田商工会議所 204

内 容 第1部 事務所運営に必要な税務知識～  
税務調査

第2部 土業に求められる役割とは

講 師 税理士 牧野 日彦(元東海税理士会豊田  
支部支部長)

出席者 30名



豊田支部平成26年度第2回研修会が行われました。元東海税理士会豊田支部支部長 税理士牧野日彦先生にご講義頂きました。

税務署の無料相談をしたときのこと。医療費控除

を持ってきた女性がみました。共働きだということで、自分の医療費の医療費控除についての相談でしたが、旦那さんの医療費も合算できることを話したら、大変驚かれました。ほとんどの国民は税法について知らないのだなと実感しました。みんな損をしていると思います。

扶養親族とは何でしょうか。6親等内の親族または3親等内の姻族で、生計を1つにしており、所得38万円以下で、専従者給与をもらっていないことと書いてあります。専従者給与を月3万で年間36万もらっている奥様はなれないので。では生計を1つにしているとはどのようなことでしょうか。ブラジル人の方で母国に子供が3人いる。子供がいると言えば引いていました。同じ家に住んでいなくてもいいことになります。その人の儲けで食べていれば同

居でなくてもいいのです。では年金で生活している親に、仕送りをしている子供は、どうでしょうか。それがなければ困ってしまう仕送りで、年間20万の仕送りでも、いいのではないかと私は思います。一緒に住まなくてもいいのです。

申告の相談では、詳しい話を聞いている時間があります。政府がきっと説明していないこともあります。知らないと損をしてしまうことがあります。

税理士も納税者の立場に立って、我々は何をすべきかを考えています。士業はそういったお客様の立場に立って考えることが大切だと思います。

最後には、会員から多くの質問が出て、活気溢れる研修会になりました。

東三  
支部

## 平成26年度法人経営 部会第3回研修会

東三支部 山本 真基

日 時 平成27年3月17日(火)

午後2時~4時30分

場 所 豊橋市民センター(カリオンビル) 4階  
中会議室

出席者 17名



3月17日初春の折、「著作権の概要及び音楽著作権に係る契約書作成」と「特定商取引法の概要及び

特定継続的役務提供に係る契約書作成」をテーマに、当支部の水野悠会員を講師に迎え、法人経営部会研修会が開催されました。

今回は、主な資料として、水野会員作成のレジュメを中心に、水野会員自らの音楽レーベル運営の経験談を交えて進行致しました。

まずは、著作権とはどのようなものか、用語や権利の種類、そこから派生する支分権について説明をしていただきました。次に、各種著作権管理団体規定の算定方法に基づいた著作権使用料の計算や、作成するべき契約書と記載内容について、実際のCDリリースまでの流れに沿って、大変わかりやすく講義していただきました。

後半は、特商法にかかる契約書を作成する際の手順や、クーリング・オフ規定の正しい解釈と、書面記載時の文字の大きさ、色等の細かい注意点までを解説していただきました。

普段なかなか馴染みの薄い音楽業界の内部事情も垣間見ることができ、これから実務を始める会員だけでなく、実際に業務として携わっている会員も、その内容をしっかりと確認できる貴重な機会となりました。

名南  
支部

## 研修会

名南支部研修担当 鰐部 伸一  
日 時 平成27年3月19日(木)  
午後5時30分～7時  
場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム  
出席者 23名



当支部は定期の研修会を毎月1回業務の専門の研修テーマごとに開催しておりますが、必要に応じて、法令通達・書式様式・手続きの改正についての内容の解説や留意点の研修の実施も研修計画に掲げております。今回は平成27年4月1日に施行される国際業務の一分野でもある入国管理申請について、時に叶った研修でした。講師に当支部役員であり本会の国際・私法部委員の川津聖司氏を講師にお招きし、同氏の専門業務の主たる業務として、日頃からの状況も説明された。今回は入管の基礎的な事項、改正点について豊富な資料により説明され、業務としていない会員にとっても入管手続き業務についても理解する有益な研修がありました。講義中、随時質問もあり、午後7時の研修会終了後も会場を移動して個々の質問あり午後9時30分散開しました。

名南  
支部

## 研修会

名南支部研修担当 鰐部 伸一  
日 時 平成27年3月22日(日)  
午後2時30分～7時  
テーマ 『足助郷土資料と三河地方の土地改良の現状』  
場 所 足助郷土資料館、ホテル岡田屋  
講 師 山本 篤氏（当支部副支部長）  
出席者 9名



当支部の3月の定期の研修会は研修テーマに対応して現地にて1泊研修を開催しました。各グループごとに4台の乗用車にて豊田市足助支所南、足助郷土資料館の宮町駐車場に集合し、資料館の売店街を散策しながら、徒歩で坂道を移動し、資料館にて足助の伝統工芸を製作実演と案内により見学がなされ、足助の郷土史を各展示実演の建物ごとに巡回しました。1時間ほど同資料館にて見学後、地元の建物・風景を車中より或いは一時下車し眺め、一路第3番目の研修会場のホテル岡田屋にて、長年土地改良申請に携われている山本篤副支部長を講師としてお願いし、土地改良や換地手続きに関する基礎的な解説から事例の概要の紹介もあり、についての行政書士としてどのように取り組むべきかの講義がありました。

終了後温泉に入湯後、宴会場にて記念撮影後懇親会に入り、しじ鍋、鯉の刺身を味わいながら歓談し、2次会に参加する会員もあり、さらなる親睦を深めところでありました。

翌日9時すぎより、郷土の物産や吟醸工房の見学などを終え、4台の乗用車にて午前11時散会し、各自の車にて帰途につきました。

# 事務局だより

■平成27年2月

1日(日)	自由業団体第33回「生活お困りごと無料相談会」開催
2日(月)	弁護士会との意見交換会開催
3日(火)	山田会長 日行連第三業務部全体会出席 ADR紛争解決小委員会開催 住宅セーフティネット無料相談会開催 刈谷市役所相談会開催 川津委員 外国人技術者の日本企業への就業促進説明会出席
4日(水)	山田会長 日行連第三業務部全体会出席 届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部業務相談会開催 春日井ナンバー公用車交換業務
5日(木)	部長会開催
9日(月)	吉川常務理事、熊田局長 東海工業専門学校訪問 出張封印研修会開催 コスマスあいち部長会開催
10日(火)	山田会長 日行連規制改革委員会出席 本会常設無料相談会開催 西堀副会長、外園常務理事 名古屋入管申取届出、研修会打合せ
12日(木)	法人経営部研修会開催 会報委員会(3月号校正)開催
13日(金)	ADR初級講座開催 土地利用部会開催
15日(日)	佐藤泰介前衆議院議員の叙勲を祝う会参加
16日(月)	広報部会開催 前田副会長、子安常務理事 名古屋市広聴課訪問 部長会開催
17日(火)	住宅セーフティネット無料相談会開催 久野副会長、仙石常務理事 県医務国保課訪問 建設環境部会開催 法務部会開催
18日(水)	国際・私法部研修会開催 県建設業不動産業課との会議開催 ADR打合せ開催
19日(木)	中部運輸局技術安全部管理課との意見交換会開催 経理部会開催
20日(金)	西川副会長 日行連申取実務研修、管理委員会出席 大内田常務理事 開発許可制度研修会出席 登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式開催

## 事務局だより

### ■平成27年2月

23日(月)	経審新規要員考查・面接開催 子安常務理事、岡田理事 公証人と行政書士による遺言に関するセミナー&相談会会場下見 前田副会長、子安常務理事、岡田・増田理事 東海ラジオの取材を受ける
24日(火)	A D R 第0010号事案第1回開催
25日(水)	部長会開催 支部長会開催
26日(木)	建設業許可申請等受付補助業務要員面接開催 国際・私法部研修会開催
27日(金)	蟹江常務理事、熊田局長 県医務国保課訪問
28日(土)	山田会長 名城大学開校90周年講演会・懇親交流会出席

### ■平成27年3月

2日(月)	増田理事 日行連成年後見シンポジウム出席 蟹江、仙石常務理事 県医務国保課訪問
3日(火)	出張封印契約説明会開催 浅井常務理事 中地整建設産業課と打合せ 須崎常務理事、亀井理事 自販連との懇話会出席 須崎常務理事、亀井理事 県警駐車対策課と打合せ 住宅セーフティネット無料相談会開催 刈谷市役所相談会開催
4日(水)	届出済行政書士管理委員会開催
5日(木)	山田会長 日行連常任理事会出席 久野副会長、仙石・蟹江常務理事 地域密着型金融シンポジウム出席
6日(金)	部長会開催
7日(土)	公証人と行政書士による遺言に関するセミナー&相談会開催
9日(月)	子安常務理事、野口手続実施者 日行連A D R調停人講師養成研修出席 会館建設準備委員会開催 浅井常務理事 建設業許可申請等受付補助業務要員、業務研修会打合せ出席
10日(火)	子安常務理事、野口手続実施者 日行連A D R調停人講師養成研修出席 住宅セーフティネット無料相談会開催 本会常設無料相談会開催 西川・西堀副会長 名古屋入管申取届出 浅井常務理事 中地協社会保険未加入対策推進中部協議会出席
11日(水)	子安常務理事、野口手続実施者 日行連A D R調停人講師養成研修出席 法務部会開催 土地利用部支部担当者会議開催 山田会長、西川副会長 行政相談員打合せ出席 コスモスあいち業務相談会開催

## ■平成27年3月

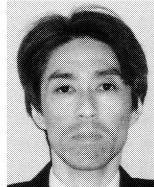
12日(木)	子安常務理事 C B C 代理店と広告打合せ 苦情対応委員会開催 熊田局長 防音事業見積書提出
13日(金)	山田会長、西堀副会長、蟹江常務理事 東海北陸厚生局長来館対応
16日(月)	登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式開催
17日(火)	住宅セーフティネット無料相談会開催 国際・私法部 私法部門会議開催 経理部会開催 蟹江常務理事、熊田局長、小早川課長 県健康福祉部監査指導室、法務文書課訪問
18日(水)	新入会員基礎研修会開催 西堀副会長、蟹江・須崎常務理事 愛知県自家用自動車協会来会対応
19日(木)	西川副会長 日行連申取管理委員会出席 ADR第0010号事案第2回開催 ADR運営委員会開催 増田理事 無料相談会(一宮)取材対応
20日(金)	西川副会長 日行連申取事務研修出席 建設業務研修会開催 ADR紛争解決小委員会開催
23日(月)	山田会長 建設業務要員説明会出席
24日(火)	西川副会長、小柳津委員 日行連改正入管法研修会出席 部長会開催 理事会開催
25日(水)	綱紀委員会開催 山田会長 中地協理事会出席 交通事故関係打合せ開催 前田副会長、子安常務理事 中部朝日広告と打合せ 土地利用関係業務相談開催
26日(木)	山田会長 日行連常任理事会出席 会報委員会(5月号編集)開催 苦情対応委員会開催 コスマスあいち入会前研修開催 コスマスあいち更新研修開催
27日(金)	建設環境部会開催 経審要員必須連絡会開催 山田会長、子安常務理事 国際センター行政相談員委嘱状交付
30日(月)	吉川常務理事、熊田局長 防音事業入札書提出
31日(火)	子安常務理事、岡田・山田理事 自由業団体当番会・定例会・懇親会出席

# 会員の動向

平成27年4月1日現在

個人会員数 2,753人  
法人会員数 17法人

## 新規登録入会者の紹介



事務所 鈴木雅則行政書士事務所  
名古屋市西区笠取町2丁目76番地(金城ビル3A号)  
電話番号 090-3587-7021 所属支部 西北

登録番号 第15190159号  
会員番号 第5447号  
入会年月日 平成27年2月1日  
氏名 鈴木 雅則



事務所 山口行政書士事務所  
弥富市鯉浦町方六28番地9  
電話番号 070-5337-7636 所属支部 海部

登録番号 第15190275号  
会員番号 第5451号  
入会年月日 平成27年3月1日  
氏名 山口 智史



事務所 こば行政書士事務所  
名古屋市南区呼続五丁目15番18号  
電話番号 052-829-1515 所属支部 名南

登録番号 第15190160号  
会員番号 第5448号  
入会年月日 平成27年2月1日  
氏名 木場 哲郎



事務所 行政書士山内達男事務所  
豊川市諏訪2丁目32番地  
電話番号 0533-84-2310 所属支部 東三

登録番号 第15190276号  
会員番号 第5452号  
入会年月日 平成27年3月1日  
氏名 山内 達男



事務所 梶野輝雄行政書士事務所  
瀬戸市高根町2丁目17番地  
電話番号 0561-83-0872 所属支部 東名

登録番号 第15190273号  
会員番号 第5449号  
入会年月日 平成27年3月1日  
氏名 梶野 輝雄



事務所 OAG行政書士法人 名古屋  
名古屋市西区名駅二丁目23番14号 VIA141-331号  
電話番号 052-414-5260 所属支部 西北

登録番号 第15190277号  
会員番号 第5453号  
入会年月日 平成27年3月1日  
氏名 加藤 健司



事務所 行政書士加藤文弥事務所  
瀬戸市北脇町86番地  
電話番号 0561-83-8827 所属支部 東名

登録番号 第15190274号  
会員番号 第5450号  
入会年月日 平成27年3月1日  
氏名 加藤 文弥



事務所 行政書士桑山直優樹事務所  
名古屋市中村区名駅3丁目24番9号 まるビル3階  
電話番号 052-581-8928 所属支部 名古屋

登録番号 第15190278号  
会員番号 第5454号  
入会年月日 平成27年3月1日  
氏名 桑山 直優樹

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	鈴木 輝昭	名古屋市名東区高針四丁目211番地	465-0061		事務所名称、事務所所在地
	行政書士鈴木輝昭事務所				
中央	藤川 功介	名古屋市中区千代田二丁目24番16号 伊勢通ビル3階	460-0012	052-251-3515	事務所所在地、事務所電話番号
中央	加藤 紀男			052-331-1740	事務所名称、事務所電話番号
	杉浦行政書士事務所				
中央	大木 愛優美	名古屋市中区丸の内二丁目17番4号 ミワ第一ビル803号	460-0002	052-228-8080	事務所所在地、事務所電話番号
中央	服部 倭	名古屋市中区千代田二丁目24番16号 伊勢通ビル3階	460-0012	052-251-3517	事務所所在地、事務所電話番号
中央	位田 和仁			050-3395-7498	事務所電話番号
西北	吉田 透	北名古屋市熊之庄八幡119番地	481-0006		事務所名称、事務所所在地
	行政書士吉田透事務所				
西北	藤田 昌宏	名古屋市北区清水二丁目1番3号 ウイスマ清水2階201号	462-0844	052-325-2590	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
	藤田行政書士事務所				
西北	富川 誠太				属性
名古屋	坂野 彰俊			052-526-6668	事務所電話番号
名古屋	伊藤 祐基	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビル本館3階	450-0003	052-485-4394	単位会変更者 (三重会より)
	SMG行政書士事務所				
昭和	戸田 吉隆	名古屋市天白区島田二丁目603番地	468-0056	052-838-9452	事務所所在地、事務所電話番号
名南	河合 恭宏	名古屋市緑区浦里二丁目12番地	458-0847		事務所名称、事務所所在地
	河合恭宏行政書士事務所				
名南	土井田 克己	名古屋市緑区尾崎山二丁目1108番地	458-0024	052-623-6679	事務所所在地、事務所電話番号
名南	福島 崇弘	名古屋市熱田区神宮三丁目7番1号 べんてんビル5階E号室	456-0031	052-212-8126	事務所所在地、事務所電話番号
東名	金林 伸洙			070-5250-4448	事務所電話番号
尾張	石田 広守	春日井市篠木町六丁目1643番地17 伊藤忠ビル2B	486-0851		事務所所在地
尾張	丹羽 友道			0568-54-8902	事務所電話番号
尾張	金子 靖子			0568-34-1333	事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾張	若山 和也			0568-90-3116	事務所電話番号
一宮	松原 良一 行政書士松原良一事務所	一宮市音羽一丁目12番18号	491-0045		事務所名称、事務所所在地
一宮	松井 紀子 行政書士松井紀子事務所	一宮市音羽一丁目12番18号	491-0045		事務所名称、事務所所在地
一宮	平野 勉			090-4197-6303	事務所電話番号
一宮	永田 修悟 行政書士永田合同事務所	一宮市花池2丁目8番18号	491-0914		事務所名称、事務所所在地
岡崎	藤内 潤一郎			0564-45-4711	事務所電話番号
岡崎	金子 克巳			0564-77-3564	事務所電話番号
碧海	青山 真由 あいち法務総合行政書士事務所	安城市御幸本町6番6号	446-0032	0566-77-3077	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
碧海	今枝 正和	刈谷市一色町1丁目2番地6	448-0022	0566-45-5255	事務所所在地、事務所電話番号
東三	小柳津 えみ 行政書士小柳津えみ事務所	豊橋市朝丘町132番地 すこやかプラザ2階203号室	440-0043	0532-43-6519	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1500801号  
 会員番号 H27号  
 入会年月日 平成27年2月20日  
 法人の名称 新日行政書士法人  
 主たる事務所の名称 新日行政書士法人  
 主たる事務所 名古屋市中川区山王一丁目8番28号  
                   新日グリーンハイツ1階  
 主たる事務所電話番号 052-321-0067  
 所属支部 名古屋

## 法人会員の変更案内

法人番号 第1300901号  
 会員番号 第H23号  
 法人の名称 行政書士法人優総合事務所  
 主たる事務所の名称 行政書士法人優総合事務所  
 社員名・使用人名 富川 誠太  
 所属支部 西北  
 変更事由 社員加入・使用人雇用又は退職

## 退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
東三	久我要	平成27年1月30日
一宮	吉田和輝	平成27年2月13日
岡崎	小椋雅敏	平成27年2月27日
中央	村瀬誠	平成27年2月28日
一宮	今枝清光	平成27年2月28日
豊田	吉橋和代	平成27年2月28日
名南	鬼頭林裕	平成27年3月10日
東三	米澤慶	平成27年3月20日
海部	森平晋二	平成27年3月24日
中央	岩本年弘	平成27年3月31日
中央	高橋勝	平成27年3月31日
中央	上田和邦	平成27年3月31日
中央	石原幹太	平成27年3月31日
中央	塚本浩介	平成27年3月31日
昭和	佐野拓雄	平成27年3月31日

支部	氏名	退会日
昭和	森武輔	平成27年3月31日
名南	吉嶋安正	平成27年3月31日
名南	佐藤幸生	平成27年3月31日
東名	柴田邦昭	平成27年3月31日
尾北	三ツ口久雄	平成27年3月31日
尾北	伊藤泰彦	平成27年3月31日
一宮	今川敏夫	平成27年3月31日
一宮	杉勝巳	平成27年3月31日
知多	新海啓輔	平成27年3月31日
知多	森崎佳代子	平成27年3月31日
豊田	浅井由美子	平成27年3月31日
碧海	甲原公次	平成27年3月31日
碧海	松井勝彦	平成27年3月31日
東三	河合裕一	平成27年3月31日

## ご逝去会員のお知らせ

名古屋支部 堀 康雄 会員 平成27年2月20日ご逝去（享年77歳）  
 名古屋支部 桑原勇 会員 平成27年3月2日ご逝去（享年82歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会  
 会長 山田高嗣

# 愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

# Cosmos

2015年5月号



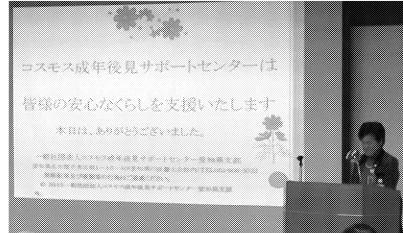
一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

## 公証人・行政書士による遺言に関するセミナー＆無料相談会

日 時 平成27年3月7日(土)  
 午前10時～午後4時  
 場 所 栄ガスビル5F 栄ガスホール  
 セミナーテーマ ～あなたの老後を輝かしく～  
 エンディングノートのすすめ  
 講 師 増田 ちづ子支部長  
 参加人数 セミナー 64名 無料相談会 59組



3月7日(土)栄ガスビルにて名古屋公証人合同役場・愛知県行政書士会共催による遺言に関するセミナー＆無料相談会が開催され、セミナー講師を増田ちづ子支部長が務めました。

当日は64名の方がセミナーに参加され、パワーポイントを使ったレジュメをもとに事例を踏まえ、自分の意思が伝えられなくなった時に、自分がどのように残された人生を送るか、葬儀等に関する事をどうするか、を家族や周りの人にわかってもらえるためにもエンディングノートを作ることの重要性をわかりやすく講義されました。

また、セミナー終了後、当日のレジュメを知人にも渡したいので余分に欲しいとの声が多数あり、エンディングノートに関する市民の方の関心の高さがうかがえました。

## 研修会開催報告

日 時 平成27年1月30日(金)  
 午後2時～4時  
 場 所 愛知県行政書士会館3階 ABC会議室  
 テーマ 『成年後見人が知っておきたい介護保険制度と障がい者福祉事業』  
 講 師 後藤労務管理事務所 社会保険労務士 後藤 昌雄氏  
 参加人数 82名 (内コスモス会員27名)



成年後見業務をする上で必要とされる介護保険制度・障がい者福祉事業について、実務経験豊富な講師が、分かりやすく講義していただきました。

## コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成27年5月12日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年5月8日(金)
平成27年6月9日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年6月2日(火)
平成27年7月14日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年7月10日(金)
平成27年8月11日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年8月4日(火)
平成27年9月8日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年9月4日(金)

時 間 午後1時～4時

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

## あとがき

本会の会員の皆様、そして、その他読者の皆様、平成27年の黄金週間をいかがお過ごしでしょうか？

風薫る五月という言葉が有ります。ちなみに中国唐代の文宗皇帝と柳公權のやりとりの中で出てくる「薰風自南来 {薰風南より來たり（来たる）}」の薰風は、民が苦しむ炎熱の真夏の気候の頃に皇帝の広い殿閣を流れる涼風のことです。しかし、多くの日本人の言う「薰風」又は「風薫る」とは、もっとのどかで爽やかな風ではないでしょうか？

この爽やかな今月に本会及び支部の総会があり、役員が改選されます。任期を全うされた方、お疲れ様でした。また、これから新たに役に就かれる方には、本会及び支部のこれから2年間をお願い申し上げます。

会報委員長 榎田 崇

### 会報270号 担当

広 報 部	担当副会長	前田 望
	部 長	子安 幸代
	次 長	岡田 英紀
会報委員会	委 員 長	榎田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	杉浦 美紀

### 会報270号 平成27年5月1日発行

発行人 山田 高嗣

編集人 子安 幸代

榎田 崇

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

《今月の表紙》 豊明市役所（耐震工事前）



今月の表紙は、豊明市役所です。

現在、豊明市役所は「耐震補強工事中（平25.11～平28.3）」であり、表紙写真は耐震補強工事前庁舎の写真です。

市章は、豊明の「トヨ」の文字を両翼に輪舞する人型を図案化し、市民の協力と飛躍を表したものです。

豊明市は、愛知県の中央よりやや西部に位置し、地形は台地と低地からなり、全市平野部を形成しています。昭和47年8月1日、愛知県で30番目の市として誕生し、隣接する名古屋市のベットタウンとして発展してきました。

こうした『新しい街』と、織田信長が今川義元の大軍を破り、天下統一の糸口を作った「桶狭間古戦場」を有する『歴史の街』という二つの顔があります。

豊明の季節の風物詩には、春の「桶狭間古戦場まつり」、秋には県・市指定無形民俗文化財の「大脇の梯子獅子（県指定）」や「“上高根の棒の手（市指定）と火縄銃発砲”の警固まつり」等があります。—また、市内を一望できる名勝地「二村山に残る鎌倉街道などの跡」や競馬ファンにはおなじみの「JRA中京競馬場」などが、訪れる人を楽しませてくれます。

そして、交通の利便性が整った市域南部には、“鉢花・蘭等の鉢物取引”ではアジア・太平洋で最大規模の「愛知豊明花き地方卸売市場」があり、近年では切り花の取り扱いも始め、流通産業の核としての発展が期待されています。

このように、名古屋都市圏であり、緑豊かな自然環境に育まれた豊明市は、歴史と伝統文化の継承を維持しつつ、時代の流れに的確に対応した発展を続けています。

なお、表紙には豊明市のPRキャラクターである「のぶながくん＆よしもとくん」を紹介しました。

(豊明市HPより抜粋・参考)

# 愛知県行政書士会 平成27年度第65期定時総会

日時 平成27年5月29日(金) 午後1時開会

場所 キャッスルプラザ

## 愛知県行政書士政治連盟 平成27年度定期大会

日時 平成27年5月29日(金) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。

# 行政書士ADRセンター愛知



## 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- \*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が  
60万円を超えないものが対象になります。



## 居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



## 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



## 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- \*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

## 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管)  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
- d) 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。  
(認証番号No.62)
- 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて  
いただきます。
- 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して  
いただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

